



がんばっています

佐渡市立内海府中学校

6月に大野亀で開催される「佐渡カンゾウ祭り」。12月に鷺崎港で行われる「佐渡寒ぶり大漁まつり」。いずれも内海府地区を代表するイベントとして、島内外から多くの観光客が訪れます。

内海府中学校では地域の良さを多くの方に知ってもらうために、「ボランティアガイド」の活動を数年来実施しています。カンゾウ祭りの行われる6月上旬には、大野亀のカンゾウなど海府地区の植物を中心としたガイドを、また、寒ぶりまつりの行われる12月上旬には、寒ぶりなど海府地区の海産物を中心としたガイドを行っています。

このボランティアガイド



の活動を通して、「地域について関心を持ち、地域について知ることができた」という生徒が増えました。

また、たくさんの観光客を相手にガイドを行うことで、コミュニケーション能力を育成することにもつながりました。1年生のころの様子と比べると、3年生のガイドは、対応のスムーズさ、言葉の豊富さなど、目を見張る成長が感じられます。

この春4人が卒業し、新入生がいなくなるため、来年度の全校生徒は4人となります。佐渡の中でも最も小規模の中学校となります。人数は少なくても、これからも地域の資源を生かした特色ある教育活動を展開していきたいと思えます。

◆市教育委員会学校教育課

(畑野行政サービスセンター内)

☎66-4898



生活情報 さど

借家(アパート)の退去時のトラブルに注意しましょう!

敷金返還トラブルが増加

この時期は、賃貸住宅の敷金返還トラブルの相談が多くあります。借家等の退去時には、特に次の点に注意してください。

【解約(退去)の通知を忘れずに】

契約で決められた日(解約日の1カ月前が多い)までに、解約して退去することを貸主に通知します。通知を忘れると、不足する通知期間の賃料相当分を請求されてしまいます。

【退去時に行っておくこと】

●原状回復義務: 入居期間中に取付けたものは撤去し、不注意で付けた傷(損傷)、汚れ(汚損)、破損させたものについては、傷などを付ける前の状態(原状)に修復しておかなければなりません。

現実には、借主が工事業者等を手配して修復工事をするのは少なく、修復に要する費用を「原状回復費用」として敷金から差し引くのが通常です。修復費用が敷金を上回るときは、不足の費用分が請求されることになり、敷金がなくなるときの修復費用全額が請求されることとなります。

●クリーニング特約: 契約書に記載される退去時に室内の清掃費用を賃借人が負担することを定める特約がある場合は、費用が借主負担となる点に注意しましょう。

〈参考〉国土交通省では、借主の原状回復費用の算定に際しての「原状回復ガイドライン」を公表しています。

借主負担となるもの

借主に責任のある損傷、汚損等の修復費用(経年変化や通常損耗等は負担義務を負わせない)

借主の負担割合

建物や設備の経過年数を考慮し、年数が多いほどその負担割合を減少させる。

お問い合わせ

佐渡市消費生活センター
(佐和田行政サービスセンター内)
(平日)午前9時~午後4時
☎57-8143

消費者ホットライン

☎1188(嫌や!泣き寝入り)